

全建労発第 11 号
令和 2 年 4 月 8 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を
改正する件について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり標記指針の一部を改正する指針等について周知依頼がありました。

指針策定から 30 年以上が経過し、産業構造の変化や高齢化していく中で、事業場における健康保持増進対策について見直しを図り、今般指針の改正が行われ、令和 2 年 4 月 1 日より適用されることとなりました。

つきましては、労働者の健康管理が適切に行われますよう、貴協会会員に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木